車両系建設機械作業計画書 A

作業所確認	統括者	元方管理者	担当者

作成日		作成責任者	
車両系建設機械使用の作業名		施工業者名	
		作業期間	～

	（○該当）区分	機械名称	能力	台数	所有者	運転者
使用機械	整地・運搬・積込用機械					
	掘削用機械					
	基礎工事用機械					
	締固め用機械					
	解体用機械					

計画内容	選任・指名	作業主任者名※1		作業指揮者名※2	
		誘導者名※3		その他	
	アタッチメント	名称、形式		能力、破壊力	
		所有者		①解体用機械装着可能重量kg	
		②アタッチメント重量kg		最大積載重量①-②	
		交換時の転倒防止措置			
	合図の方法	・手　・笛　・旗　・無線　・警笛　・その他（　　）			
	危険範囲立入禁止措置	・誘導者・バリケード・トラロープ・カラーコーン・警報装置・その他			
	地形	・平地・傾斜地（　度）・段差地・路肩・その他		作業面（広い　狭い）	
	地質	・硬岩　・軟岩　・礫　・砂礫　・砂　・シルト　・粘性土　・泥炭　・瓦礫　・その他			
	埋設物・架空線近接と防護の方法	埋設物	有　m	架空線	有　離れ　m
			無		無
		防護方法			
	機械転倒・転落危険場所と防止措置	無	有		
		防止措置：			
	転倒・転落時の措置	転倒時保護構造：　有　・　無		シートベルト着用：　有　・無	
	作業中止基準	風速：　雨量：　降雪量：　その他（　　）			
	作業方法・内容（具体的・簡潔に記入）				
	安全対策（危険予知に対する措置内容）				

※1　「作業主任者」は安全衛生規則第16条に準じて選任すること。
※2　「作業指揮者」は安全衛生規則第151条の4、151条の15、165条に準じて選任すること。
※3　「誘導者」は安全衛生規則第151条の6、151条の7、157条、158条、365条に準じて配置すること。

作業場所及び作業範囲と運行経路　（計画打合せ時に記載内容をチェックする）

□機械位置　□付属する機械設備　□合図者位置　□誘導員位置　□旋回方向　□立入禁止区域
□安全通路　□架空線位置　□埋設物位置　□移動する場合の経路・位置　□制限速度

周知の記録

・当作業計画書に従って作業します。<　月　日 >
（署名）

【　対象機械名　】

整地・運搬・積込用機械	ブルドーザー、グレーダー、トラクターショベル、スクレーパー、ずり載機
掘削用機械	パワーショベル、ドラグショベル、ドラグライン、クラムシェル
基礎工事用機械	くい打機、くい抜機、アースドリル、ＲＳＤ，せん孔機、アースオーガー
締固め用機械	ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー
解体用機械	ブレーカー鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

【　参考：安全衛生法・安全衛生規則の条文の要約　】
安衛法 第20条の1　事業者は機械、器具その他設備による危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。
安衛則
第154条【調査及び記録】第155条【作業計画】第156条【制限速度】　第157条【転落等の防止等】
第157条の2【転倒時の保護機能】　第158条【接触の防止】　第159条【合図】　第166条の3【アタッチメント装着の制限】
第166条の4【アタッチメントの重量の表示等】　第171条の4【特定解体用機械の使用の禁止】　第171条の6【立入禁止】